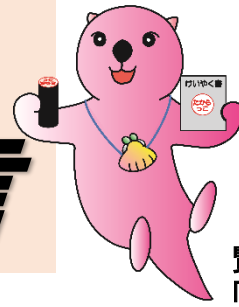


ぬまづ

# たからっこ通信



vol.1  
2026年5月

賢いぬまづの  
「たからっこ」



## その広告 信用して大丈夫？

毎年5月は国が定める「消費者月間」です。

今年の  
テーマ

「見える情報、見えない仕組み」  
～AI時代の消費者力を高めるために～



### 事例



1. 「定期縛りなし、1回限りOK、今だけ特別価格」という化粧品の広告を見て、初回安価なクリームを注文した。定期購入になっていることに気づき、解約の連絡をすると、高額な解約料を請求された。
2. ブランド商品が激安で販売されていたので、注文した。しかし、届いた商品はよく似た粗悪品で、返品しようと何度電話しても事業者には繋がらない。



### 消費生活センターからのアドバイス



注文する前に、もう一度内容を確認しましょう

★ネット利用時に収集されたデータをもとに、その人の嗜好を踏まえて興味を持ちそうな情報が自動的に提供される仕組みになっています。

★自分で選んでいるようで、実は「選ばされている」かも。AIやビッグデータの仕組みを理解し、ネット上手を目指しましょう。また、ネット広告から商品を注文する際は、注文内容や定期購入でないかなどをよく確認しましょう。

### 動画で学ぼう

「お試し」のつもりが定期購入！？  
ネット通販  
最終確認3つのポイント



(政府広報動画)

消費生活センター

消費者トラブルの相談先 沼津市消費生活センター

電話 055-934-4841 (受付 平日8:30~17:15)

